



報告義務者本人 22人 / その配偶者 19人 / その親族 19人 / 計 60人

■ 収入・もてなし

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	4	0	0	18	6	0	1	15	0	0	1	21
配偶者	2	0	0	17	2	0	0	17	0	0	0	19
親族	0	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	19
合計	6	0	0	54	8	0	1	51	0	0	1	59

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	22	4	3	7	8	0	22	0	22
配偶者	0	0	0	19	1	1	4	13	0	19	0	19
親族	0	0	0	19	2	0	1	16	0	19	0	19
合計	0	0	0	60	7	4	12	37	0	60	0	60

■ 税等の納付状況

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	10	1	8	3	0	5	10	7	0	0
配偶者	19	4	0	2	13	0	5	1	2	11	0
親族	19	8	1	0	10	0	5	5	0	9	0
合計	60	22	2	10	26	0	15	16	9	20	0

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	10	8	1	3	0	0	4	4	14	0
配偶者	19	5	1	0	13	0	0	0	0	19	0
親族	19	0	0	0	19	0	1	0	0	18	0
合計	60	15	9	1	35	0	1	4	4	51	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	9	3	3	7	0	6	6	5	5	0
配偶者	19	2	3	0	14	0	0	0	0	19	0
親族	19	2	3	0	14	1	0	0	0	19	0
合計	60	13	9	3	35	1	6	6	5	43	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	1	0	0	21	0	2	0	0	20	0
配偶者	19	0	0	0	19	0	1	0	0	18	0
親族	19	0	0	0	19	0	0	0	0	19	0
合計	60	1	0	0	59	0	3	0	0	57	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	0	0	22	0
配偶者	19	0	0	0	19	0
親族	19	0	0	0	19	0
合計	60	0	0	0	60	0

もっと詳しく「資産報告書」と「意見書」の
知りたいかたは 閲覧はお気軽に窓口へ

資産金額や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書が見たいかたは、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請(用紙に氏名住所などを記入)後、4階の情報公開室でご覧ください。詳しくはお気軽にお問い合わせください。

☎ 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555



長寿医療制度に加入する前日まで
社会保険や共済組合などの
被扶養者だった人へ。

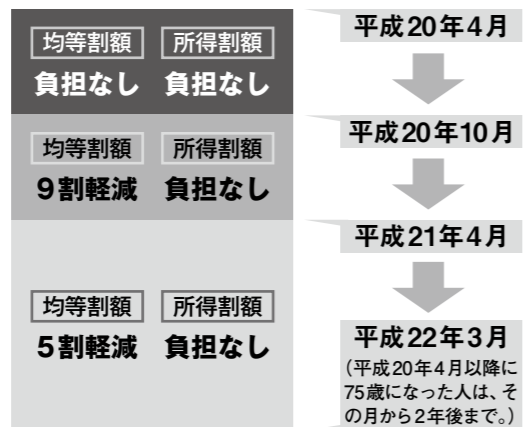
10月から保険料の納付がはじまります

今年4月から、75歳以上の人と、一定の障害がある65歳以上の人を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。

1人あたりの年間保険料は、福岡県広域連合で決められた「均等割額」と、所得のある人それぞれにかかる「所得割額」の合計となります。平成20年度の保険料については、7月に一人ひとりに対して「保険料額決定通知書」を送付しています。

長寿医療制度に加入する前日まで、社会保険や共済組合などの被扶養者だった人扶養されていた人は、新たに保険料負担が生じるため、被保険者となる月から2年間は「所得割額」の負担はなく、「均等割額」についても下図のような緩和措置がとられています。

このため、この緩和措置に該当する人は、9月までは保険料の負担はありませんでしたが、10月からは「均等割額」の1割を納付していただくことになります。



※この緩和措置に該当する人で、9月以前から保険料を徴収されている人は、「社会保険や共済組合などの被扶養者であった」と確認されていない場合があります。お手数ですが左記までお知らせください。
☎ 住民課保険係 ☎ (22) 7761

「年金から天引き」が
「口座引き落とし」へ
変更できるようになりました!

● 長寿医療制度および国民健康保険税の徴収

年金からの保険料徴収(特別徴収)については、次の場合、口座振替へ変更できるようになりました。

- 国民健康保険の被保険者であった人で、保険税を直近2年間、滞納なく確実に納付していた人
- 年金収入が180万円未満の人で、世帯主または配偶者が本人にかわって保険料を口座から振り替えできる人

これに該当するかたで保険料支払い方法の変更を希望されるかたは、役場住民課で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

被保険者証、金融機関への届出印、通帳

※65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても、これまで保険税を2年間滞納することなく、納付されている場合には、口座振替で納付することも可能です。



※国民健康保険の加入者だった人は該当しません。ご注意ください。